**「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」実施要領　　　参考資料**

1. 試行対象工事

主たる工種が野外作業である工事を対象とする。

1. 試行の流れ
2. **新規発注の場合**

**【発注時】**

* 1. 発注者は、試行対象工事を発注する場合は、設計書に特記仕様書を添付する。

**【契約後から現場完了まで】**

　　　受注者が試行の実施を希望する場合、以下のとおり実施する。希望しない場合は本要領によらず、通常どおり施工することとする。

* 1. 受注者は、施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。
  2. 気温の計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所または地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の計測結果を用いることを標準とする。
  3. 上記③の気温の計測結果（工事現場を代表する１地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。）は、算定式により補正を行うものとする。
  4. 受注者は、現場完了後、施工計画書に基づき、計測結果の資料を発注者へ速やかに提出する。

**【設計変更】**

* 1. 発注者は、受注者より提出された計測結果の資料を基に、積算方法により設計変更する。

1. **既契約工事の場合**

**【受注者の試行実施希望有無の確認】**

受注者の試行実施希望の有無について、受発注者間で確認し、希望する場合は上記（1）の②から⑥の流れで試行を実施する。

**【気温の計測期間及び真夏日率の算出方法に関する適用】**

* 1. 気温の計測期間

受発注者間の協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

* 1. 真夏日率の算出方法

真夏日率＝基準日から工期末までの真夏日÷工期